

2026年4月27日

各位

大阪旭海運株式会社

「輸送の安全の確保に関する命令」に伴う再発防止策について

当社は、2025年7月9日に、大阪～那覇航路で使用する貨物船「第十五旭丸」において、水島港にて、船体の損傷を確認したにもかかわらず、関係官署への報告及び、船舶の堪航性の担保の確認を怠り事故報告同年7月22日まで運航を継続したことから、内航海運業法第20条第1項に基づく行政処分として、近畿運輸局より2026年3月26日に「輸送の安全の確保に関する命令」を受けました。

本件につきまして、お客さまならびに関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

今回の安全確保命令を受けて、当社は、2026年4月27日に近畿運輸局へ改善報告書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、本件を真摯に受け止め、再発防止策に確実に取り組むことで、全社一丸となって信頼の回復、更なる安全運航の確保に努めてまいります。

以上